

◆福生市社会福祉協議会  
(南田園2-13-1福祉センター内)  
☎552・2121 ☎553・7532  
ボランティアの育成や  
障害者の移送サービス、生  
活福祉資金の貸し付け、成  
年後見制度の相談などを  
担当しています。  
◆東京都心身障害者福祉  
センター(新宿区戸山3-17-2)

☎03・3203・6141 ☎03・  
3203・6185 同多摩支所  
(国立市富士見台2-1-1)  
☎573・3311 ☎576・5295  
身体障害者手帳や愛の  
手帳の診断・判定及び発行、  
補装具・更生医療の判定の  
ほか障害者(児)の医療・教  
育・職業・生活などの総合的  
相談に応じています。(更生

医療は本所のみ)

◆立川児童相談所(立川市曙  
町3-10-9)☎523・1321  
☎526・0150  
18歳未満の児童に対す  
る児童施設へ  
の入所措置、愛  
の手帳の判定  
などを行います。

市内に引き続き3か月以  
上住所を有する方で、身体  
障害者手帳3級以上(内部  
障害の方は4級以上、下肢  
または体幹障害については  
5級以上で歩行困難)の方  
及び愛の手帳4度以上の方  
の運転免許取得に必要な経  
費の一部を助成。  
◆心身障害者自動車運転教  
習助成事業  
市内に引き続き3か月以  
上住所を有する方で、身体  
障害者手帳3級以上(内部  
障害の方は4級以上、下肢  
または体幹障害については  
5級以上で歩行困難)の方  
及び愛の手帳4度以上の方  
の運転免許取得に必要な経  
費の一部を助成。

◆心身障害者タクシー利用  
券給付事業  
【対象】身体障害者手帳2級  
以上の方(内部、下肢、体幹  
機能障害は3級以上)や愛  
の手帳2度以上の方、進行  
性筋萎縮症、脳性マヒの方  
(ガソリン費用助成を受け  
ている方は除く)。  
◆地域生活援助  
知的障害者に対するサ  
ビスでグループホーム(生  
活寮のこと)。

### 社会福祉協議会

歳末たすけあい運動にご協力ください!  
歳末たすけあい運動は、毎年12月に共同  
募金運動の一環として行われています。市  
民の皆さん一人ひとりの温かいお気持ち  
と、募金のご協力をお願いします。  
【期間】12月1日～28日  
【身近な法律相談】  
【日時】12月13日(月)午後2時～4時 場所 福祉  
センター相談室【対象】高齢者・障害者やその  
家族など【定員】先着3人(予約制)  
【心の相談】  
【日時】12月16日(木)午後1時～2時30分 場所  
福祉センター相談室【対象】心の問題や病気を  
持つ市民とその家族など【定員】先着2人  
(予約制)※相談内容は秘密厳守、相談料は  
無料  
【申込み】12月6日から(日曜日を除く)午前

8時30分～午後5時15分の間に社会福祉  
協議会相談支援係☎552・2121へ。  
やさしいNPO法人入門講座  
NPO法人についての基本的なことや  
法人化のメリットおよび手続きの方法を  
わかりやすく解説します。  
【日時】12月9日(木)午後7時～9時30分 場所  
福祉センター【内容】NPO法人ってなに?  
法人化の意味と手続きについて  
【申込み】ふっさボランティア・市民活動セン  
ター☎552・2122へ。  
ホームページで活動をPRしよう!  
ふっさボランティア・市民活動センター  
では、ボランティア・市民活動・NPO法人  
等の情報ホームページを開発準備中です。  
自宅からホームページに自分たちの団体のペ  
ージも作れます。くわしくはふっさボラン  
ティア・市民活動センター☎552・2122へ。

◆高齢者パソコン講習会  
シルバー人材センターで  
は、市内在住の60歳以上の  
高齢者を対象に、パソコン  
操作やインターネット等の  
利用方法を学ぶ講習会を開  
催します。この事業は福生  
市から委託を受けてシル  
バー人材センターが行うも  
のです。  
場所 さくら会館1階シル  
バー人材センター内 定員各  
コース8人、合計32名(シル  
バー人材センター会員は受  
講できません)費用 テキス  
ト代実費※講習内容、講習  
日程、時間は下表の通り  
【申込み】12月20日までに往復

対象	入門コース	初心者コース
日程	1月11日(月) ～13日(水)	1月17日(月) ～19日(水)
時間	午前10時～正午	午後1時～3時
講習番号	1001	1003
時間	午後1時30分～3時30分	
講習番号	1002	1004
内容	パソコン操作の基礎、文書の入力、インターネット、プリンター、その他	

◆そのほか  
声の「広報ふっさ」の郵送  
秘書広報課係  
◆声の「市議会だより」の郵送  
議会事務局庶務係  
◆外出困難な障害者のため  
に図書宅配  
中央図書館☎553・3111  
◆心身に障害のある児童の  
就学相談  
教育委員会指導室及び教  
育相談☎551・7700

◆各種手当・助成金  
振込みのお知らせ  
高齢者住宅家賃助成金、  
介護費用等助成金(8・11  
月分)を、12月10日ごろに振  
り込みます。  
問合せ 社会福祉課 高齢福祉  
係  
◆特別疾病患者福祉手当、  
心身障害者福祉手当、介護  
費用助成金、障害者住宅家  
賃助成金を12月15日ごろに  
振り込みます。  
問合せ 社会福祉課 障害福祉  
係  
◆児童扶養手当を12月10日  
ごろに振り込みます。  
問合せ 子育て支援課 子育て  
支援係  
はがきの往信用裏面に住  
所、氏名、電話番号、希望の  
講習番号を、また返信用表  
面宛先に、ご自分の郵便番  
号、住所、氏名を記入し  
163福生市さくら会館  
163福生市さくら会館  
内福生市シルバー人材セ  
ンターへ。(定員を超えた  
場合は抽選)結果は後日通  
知します。なお応募者多数  
の場合は前回受講者はご遠慮  
いただくことがあります。  
問合せ 福生市シルバー人  
材センター☎553・3261

# 12月9日は障害者の日・12月3日～9日は「障害者週間」です みんなので支え合おうまち 福生



障害者の日とは  
昭和50年12月9日、国連での「障害者に対する  
権利宣言」採択を記念して、日本では、昭和56年  
の「国際障害者年」から12月9日を「障害者の日」  
と定めました。この日は、障害者に対する理解  
と認識を深め、障害のある人も、ない人も、とも  
に暮らせる社会の実現に向かって一人一人が  
考える日です。

### 福生市の状況

平成16年4月現在、当市における障害者  
登録者数は、障害者手帳登録者1,629人、  
愛の手帳登録者202人、合計1,831人です。  
市の人口の約3.0%で年々増加の傾向  
にあります。



## 心身に障害のある方へ 主な福祉施策を紹介します

心身に障害のある方が各種福祉サービスを受けるためには  
手帳(右表参照)が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度また  
は所得制限により、受けられる福祉サービスが異なります。  
また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保  
険から受けていただくことが基本です。くわしくは担当窓口  
へご相談ください。  
問合せ 社会福祉課 障害福祉係 ☎552・5150(直通)

## 主な福祉施策

◆更生医療  
身体に障害がある方が、  
障害の程度を軽くしたり、  
取り除いたりするための医  
療費を助成。  
【対象】18歳以上で東京都心  
身障害者福祉センターの判  
定に基づき該当すると認め  
られた方。  
◆心身障害者(児)医療費  
助成  
身体障害者手帳1級、2  
級(内部障害は3級)または  
愛の手帳1、2度の方の医  
療費の一部を助成。  
◆心身障害者扶養年金  
あらかじめ掛け金を納め  
ると、障害者の保護者が死亡  
した場合などに年金を支給。  
◆心身障害者福祉手当  
【対象】身体障害者手帳1  
～4級の方、愛の手帳をお持ち  
の方、及び脳性マヒ、進行性  
筋萎縮症の方(所得制限、年  
齢制限等の支給条件により  
支給できない方もいます)。  
◆難病等医療費等の助成  
【対象】①指定難病の方②都  
内に住所を有している方③  
健康保険に加入し、他の医  
療給付制度(生活保護等)を  
受けていない方④医療費認  
定基準を満たした方①②③  
④のいずれにも該当する方  
◆小児慢性疾患医療費助成  
【対象】18歳未満で、小児慢  
性疾患対象疾患に患して  
いる方。ただし、18歳以降に  
についても、継続して更新手  
続を行った場合に限り、20  
歳まで延長可能となりま  
す。  
◆特別障害者手当  
【対象】20歳以上で心身に著  
しい障害があり、常時特別な  
介護が必要と認められた方。  
◆障害児福祉手当  
【対象】20歳未満で心身に著  
しい障害があり、常時特別な  
介護が必要と認められた方。  
◆東京都重度心身障害者手  
当  
【対象】重度の知的障害のあ  
る方、上下肢に重度の機能  
障害のある方、重度の知的  
障害と身体障害のある方。  
◆介護費用等助成事業  
【対象】常時寝たきりの状態  
またはこれに準ずる状態が  
3か月以上継続している20歳  
以上の心身障害者を介護して  
いる方。入院している場合は、  
入院費用を負担している方。  
◆特殊疾病患者福祉手当  
【対象】国や都が指定してい  
る難病に患っている方(心  
身障害者福祉手当を受給し  
ている方は除く)。  
◆原子爆弾被爆者援護(居  
住地等変更届、医療費、各種  
手当の申請等)  
【対象】被爆者、被爆者の子  
■子育て支援課 子育て支援  
係が窓口の手当等  
◆児童育成手当(障害手当)  
【対象】次のいずれかに該当  
する20歳未満の児童を扶養  
している方。①身体障害者  
手帳おおむね1・2級程度  
②愛の手帳おおむね1・3  
級程度③脳性マヒまたは進  
行性筋萎縮症  
◆特別児童扶養手当  
【対象】次のいずれかに該当  
する20歳未満の児童を扶養  
している方。①身体障害者  
手帳おおむね1・3級程度  
②愛の手帳おおむね1・3  
級程度③日常生活に著しい  
制限を受ける状態の疾病・  
精神障害

◆医療・手当等  
しい障害があり、常時特別な  
介護が必要と認められた方。  
◆障害児福祉手当  
【対象】20歳未満で心身に著  
しい障害があり、常時特別な  
介護が必要と認められた方。  
◆東京都重度心身障害者手  
当  
【対象】重度の知的障害のあ  
る方、上下肢に重度の機能  
障害のある方、重度の知的  
障害と身体障害のある方。  
◆介護費用等助成事業  
【対象】常時寝たきりの状態  
またはこれに準ずる状態が  
3か月以上継続している20歳  
以上の心身障害者を介護して  
いる方。入院している場合は、  
入院費用を負担している方。  
◆特殊疾病患者福祉手当  
【対象】国や都が指定してい  
る難病に患っている方(心  
身障害者福祉手当を受給し  
ている方は除く)。  
◆原子爆弾被爆者援護(居  
住地等変更届、医療費、各種  
手当の申請等)  
【対象】被爆者、被爆者の子  
■子育て支援課 子育て支援  
係が窓口の手当等  
◆児童育成手当(障害手当)  
【対象】次のいずれかに該当  
する20歳未満の児童を扶養  
している方。①身体障害者  
手帳おおむね1・2級程度  
②愛の手帳おおむね1・3  
級程度③脳性マヒまたは進  
行性筋萎縮症  
◆特別児童扶養手当  
【対象】次のいずれかに該当  
する20歳未満の児童を扶養  
している方。①身体障害者  
手帳おおむね1・3級程度  
②愛の手帳おおむね1・3  
級程度③日常生活に著しい  
制限を受ける状態の疾病・  
精神障害

◆介護人等派遣  
20歳以上で脳性マヒによ  
る障害の程度が1級の方が  
単独で野外活動することが  
困難な場合に派遣。  
◆手話通訳奉仕員派遣事業  
身体障害者手帳をお持ち  
の聴覚、言語障害の方が、  
家庭生活や社会生活を営む  
うえで支障がある場合に派  
遣。  
◆重度脳性麻痺者介護人派  
遣事業  
20歳以上で脳性マヒによ  
る障害の程度が1級の方が  
単独で野外活動することが  
困難な場合に派遣。  
◆手話通訳奉仕員派遣事業  
身体障害者手帳をお持ち  
の聴覚、言語障害の方が、  
家庭生活や社会生活を営む  
うえで支障がある場合に派  
遣。

◆日常生活支援・  
援助  
◆補装具の交付・修理  
【対象】身体障害者手帳また  
は戦傷病者手帳を持ってい  
る方で、補装具の交付や修  
理が必要な方。  
◆日常生活用具給付事業  
主に重度(身体障害者手  
帳2級以上または愛の手帳  
2度以上)の心身障害者の  
方が日常生活を容易にする  
ための用具を障害の状況に  
より給付。  
◆人工こう門・人工ぼうこ  
う用具購入費用助成事業  
◆点字図書給付事業  
購入費の一部を助成。  
◆おむつ等助成事業  
【対象】身体障害者手帳また  
は愛の手帳を持っていて、  
常時寝たきりの状態の方お  
おむね3歳以上65歳未満。  
◆寝具乾燥車派遣事業  
重度の障害者で寝具の乾  
燥が出来ない方に月1回、  
寝具乾燥車を派遣。  
◆重度身体障害者等緊急通  
報システム  
18歳以上の1人暮らしな  
どの重度身体障害者(2級  
以上)、特殊疾病患者(都の  
医療券をお持ちの方)の緊  
急時に消防庁に通報するこ  
とができ、地域通報協力体  
制で速やかな援助を受ける  
ことができるシステム。

◆知的障害者更生施設  
知的障害者の方が施設に  
入所され、自立した生活を送  
るための指導・訓練を受ける  
福祉施設。支援費対象施設。  
◆知的障害者グループホ  
ム(生活寮)  
現に就労等されている知  
的障害者の方たちが、数人  
で世話人さんと生活する福  
祉施設。  
◆精神障害者グループホ  
ム  
将来独立して生活できる  
よう、期限付で住まいを提  
供し必要な助言・援助を  
行っている施設。  
◆精神障害者小規模通所授  
産施設  
回復途上にある精神障害  
者が、地域社会における自立  
を目指し必要な訓練等を行  
う福祉施設。

◆施設訓練等支援費  
身体障害者援護施設  
身体障害者福祉法に基づ  
き、必要な治療や訓練を行  
うための入所(通所)施設。  
【対象】18歳以上で身体障害  
者手帳を所持している方。  
◆知的障害者援護施設  
知的障害者福祉法に基づ  
き、必要な指導や訓練を受  
けるための入所(通所)施設。  
【対象】18歳以上で愛の手帳  
を所持している方。  
◆心身障害者福祉施設れん  
げ園  
心身に障害があり、就業  
が困難な方が社会的自立に  
必要な訓練及び指導を受け  
ることを目的とした福祉施  
設。  
◆知的障害者更生施設  
知的障害者の方が施設に  
入所され、自立した生活を送  
るための指導・訓練を受ける  
福祉施設。支援費対象施設。  
◆知的障害者グループホ  
ム(生活寮)  
現に就労等されている知  
的障害者の方たちが、数人  
で世話人さんと生活する福  
祉施設。  
◆精神障害者グループホ  
ム  
将来独立して生活できる  
よう、期限付で住まいを提  
供し必要な助言・援助を  
行っている施設。  
◆精神障害者小規模通所授  
産施設  
回復途上にある精神障害  
者が、地域社会における自立  
を目指し必要な訓練等を行  
う福祉施設。